

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

(制定：昭和53年3月29日 和歌山県警察本部訓令第4号)

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令を次のように定める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令（昭和43年和歌山県警察本部訓令第2号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和52年和歌山県条例第33号）第4条の規定に基づき、県が行う給付の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の実施に関し必要な事項)

第2条 県が行う給付の実施に関し必要な事項については、この訓令に定めるもののほか、警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令（昭和30年警察庁訓令第19号）の規定に基づき国が行う給付の実施の例による。